

平成19年7月12日

各位

会社名 株式会社 梅 の 花  
代表者名 代表取締役社長 梅 野 重 俊  
(コード番号 7604 東証第二部)  
問合せ先 専務取締役 本 多 裕 二  
T E L 0 9 4 2 - 3 8 - 3 4 4 0

### 発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成19年7月4日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式売出しにつきまして、発行価格及び売出価格等が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 公募による新株式発行(一般募集)

|                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 発行価格        | 1株につき 573,270 円             |
| (2) 発行価格の総額     | 1,261,194,000 円             |
| (3) 払込金額        | 1株につき 539,583 円             |
| (4) 払込金額の総額     | 1,187,082,600 円             |
| (5) 増加する資本金の額   | 593,541,300 円               |
| (6) 増加する資本準備金の額 | 593,541,300 円               |
| (7) 申込期間        | 平成19年7月13日(金)～平成19年7月18日(水) |
| (8) 払込期日        | 平成19年7月23日(月)               |

(注)引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

#### 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2. をご参照ください。)

|             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 売出株式数   | 300 株                       |
| (2) 売出価格    | 1株につき 573,270 円             |
| (3) 売出価格の総額 | 171,981,000 円               |
| (4) 申込期間    | 平成19年7月13日(金)～平成19年7月18日(水) |
| (5) 受渡期日    | 平成19年7月24日(火)               |

#### 3. 第三者割当による新株式発行(下記<ご参考>2. をご参照ください。)

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 払込金額            | 1株につき 539,583 円 |
| (2) 払込金額の総額(上限)     | 161,874,900 円   |
| (3) 増加する資本金の額(上限)   | 80,937,450 円    |
| (4) 増加する資本準備金の額(上限) | 80,937,450 円    |
| (5) 申込期間            | 平成19年8月20日(月)   |
| (6) 払込期日            | 平成19年8月21日(火)   |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 発行価格(募集価格)及び売出価格の算定

|                 |               |          |
|-----------------|---------------|----------|
| (1) 算定基準日及びその価格 | 平成19年7月12日(木) | 591,000円 |
| (2) ディスカウント率    |               | 3.00%    |

2. オーバーアロットメントによる売出株数及び第三者割当増資による発行新株式数について

上記「2.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)は、上記「1.公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式300株(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。

これに関連して、当社は平成19年7月4日(水)開催の取締役会において、一般募集とは別に、上記「3.第三者割当による新株式発行」に記載の大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする当社普通株式300株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を平成19年8月21日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年7月13日(金)から平成19年7月18日(水)までの間、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年7月19日(木)から平成19年8月17日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(300株)を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

よって、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(300株)から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により、本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

3. 今回調達資金の使途

今回の一般募集による差引手取概算額1,178,082千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の差引手取概算額上限160,974千円と合わせて、設備資金に100,000千円、連結子会社への投融資を通じた設備資金に1,067,569千円を充当し、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。